

平成30年度「就学支援金制度」と「授業料軽減助成金・奨学給付金」について

このことにつきまして、関係書類を同封します。該当される方は、申請下さるようお願いいたします。

1. 「就学支援金」の支給について【国の助成：国の法律に基づく全国一律の制度】

保護者の所得状況により、就学支援金の支給が決定されます。保護者の所得の状況は住民税額により審査されます。お配りした「申請手続きのお知らせ～新入生用～」をお読みになり、支給対象となる方は申請手続きをしていただきますようお願いいたします。なお、申請漏れを防ぐために同封書類の他に「意向確認書」を配布します。「**意向確認書**」は全員から提出いただくこととなります。6月22日までに学級担任に提出して下さい。

「就学支援金」の申請手続きにつきましては、お預かりした書類をそのまま東京都私学就学支援金センターに提出します。記入漏れなどないようにお願いします。

① 提出書類

- (1) 「B 受給資格認定申請書Ⅱ」
- (2) 「C 収入状況届出書Ⅰ」
- (3) 「D 収入状況届出書Ⅱ」
- (4) 所得確認書類「平成29・30年度住民税（非）課税証明書（全部事項証明）」又は「生活保護受給証明書（生徒と保護者が生活保護の対象となっている旨の記載あり）」申請日前3か月以内発行のもの
申請書類をA4サイズの封筒に入れ糊付けしてEのチェックラベルに必要事項を記入のうえ、封筒の表面に貼付して提出して下さい。

② 提出先・提出期限

学校事務窓口 6月29日（金）まで

2. 「授業料軽減助成金・奨学給付金」について【都の助成：学校にお届けの住所が東京都の方にお配りします。】

授業料軽減助成金については、保護者等（申請者）と生徒が、平成30年5月1日以前から申請時まで引き続き東京都内に居住しており、次の対象世帯区分のいずれかに該当する方

- A 生活保護世帯
- B 平成30年度の住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯
- C 平成30年度の住民税のうち、都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が年額85,500円未満の世帯
- D 平成30年度の住民税のうち、都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が年額257,500円未満の世帯
- E 平成30年度の住民税額が一定基準以下の世帯……「授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」でご確認下さい。

奨学給付金については、平成30年7月1日現在保護者等（申請者）が東京都内に居住しており、次の対象世帯区分のいずれかに該当する方

- A 生活保護生業扶助（高等学校等就学費）受給世帯
- B 平成30年度の住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯（生活保護世帯でも生業扶助を受給していない場合は、Bの非課税の世帯となります。）

詳細につきましてはお配りした「**授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ**」でご確認下さい。

「授業料軽減助成金・奨学給付金」につきましては、（公財）東京都私学財団ホームページにおいてダウンロードすることもできます。

なお、「**授業料軽減助成金・奨学給付金**」の申請書の提出先は（公財）東京都私学財団となります。

◎ 「就学支援金」と「授業料軽減助成金・奨学給付金」はそれぞれに申請手続きが必要となります。 (申請手続は毎年必要。)

以上、就学支援金の問い合わせについては、東京都私学就学支援金センター 03-5206-7814 に、授業料軽減助成金・奨学給付金の問い合わせにつきましては、東京都私学就学支援金センター 03-5206-7925 に直接お問い合わせ下さい。申請書用紙の入手については学校事務局 03-3811-0636 までお願いします。